

【Ⅲ法規】 表10 「道路」の出題法文一覧表

※法文の適用法令年月日(令和2年1月1日)：頁数は、「令和2年版 建築関係法令集 法令編 (発行総合資格)」の掲載頁を示す。

法文	頁	見出し	出題年度⇒																		計	率	出題問題の傾向分析				
			H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29				H30	R1		
① 法42条	47	道路の定義	3.4	1	2.5	3	3	1.3	5	3.5	1	1.3		2	3	1.2	1.3		2.3					3.4	25	28.1	道路とは、幅4m以上のもの(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域は6m)。事業計画の道路とは、2年以内に執行されるものとして特定行政庁が指定したもの(建築審査会の同意不要)。1.8m未満の道路を指定する場合は、建築審査会の同意を得る。袋路状道路は、35m以下、35mを超える場合は自動車回転広場、6m幅以上の道路とするかのいずれかを満足すること。現に4m未満の道路で特定行政庁が指定したものは、道路とみなし、道路の道路中心から2mの範囲を道路境界線とみなす(がけ地・川・路線敷地からは4mの範囲)。土地の状況からやむを得ない場合に特定行政庁は、道路中心線から2m未満～1.35m以上の範囲を道路とみなす(がけ地・川・路線敷地からは4m未満～2.7m以上)。地方公共団体は、風土等の土地の状況により、条例で異なる基準を定めることができる(建築審査会の同意不要)。特定行政庁が指定した幅4m未満の道(私道等)は、横断勾配12%以下で階段上でないものとする。道路法の道路として築造した6m道の地下におけるものは、建築基準法の道路ではない。
法43条	48	敷地と道路との関係		3	1	5	2.4		1		5			2	4	1						1.3	4	2	14	15.7	建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならない(広い空地で特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合を除く)。地方公共団体は、特殊建築物で3階以上の建築物、無窓、1000㎡を超える建築物の道路に接する長さ等を条例で必要な制限を付加できる。
法44条	49	道路内の建築制限	1	2	4	1		4	3.4	1.4	2			1	1.3	4	4		1.2		4			1	19	21.3	公衆便所・巡査派出所・公共用歩廊・渡り廊下(床上1.5m以上の壁と床上1.5m以下の開口部ははめごろし戸)は、特定行政庁が認めて建築審査会の同意を得て許可した場合、建築できる。自動車のみの交通道路(給油所含む)、路面下、特定高架道路等の上空に設ける建築物は、特定行政庁の許可が必要である。道路の地盤面下に地下室を設ける場合は、特定行政庁の許可は不要である。特定高架道路等の路面下に設ける建築物は、主要構造部を耐火構造とする。
法45条	49	私道の変更又は廃止の制限		5			1				4					2	2								5	5.6	特定行政庁は、私道の変更又は廃止を禁止又は制限できる。
法46条	50	壁面線の指定	2				5					4													3	3.4	特定行政庁は、建築審査会の同意を得て壁面線を指定できる(利害関係者の意見の聴取を行わなければならない)。
法47条	50	壁面線による建築制限				4							3				4	3							4	4.5	壁・柱又は高さ2mをこえる門・へいは、壁面線を超えて建築してはならない(ひさしは除かれているので超えても良い、歩廊の柱は特定行政庁の許可があれば建築してよい)。
法52条9項	54	特定道路							2																1	1.1	15m以上の道路を特定道路という。
② 法85条	101	仮設建築物に対する制限緩和	5	4	3	2		5		2	3			4						4	4	2	3		12	13.5	災害時の応急仮設建築物、現場内の仮設事務所、仮設興業場、仮設店舗、仮設事務所は、道路に接しなくてよい。
③ 令131条の2	241	前面道路とみなす道路							2			2				3							2		4	4.5	都市計画の計画道路の接する場合は、当該計画道路を前面道路とみなす。
令145条2項	278	道路内の建築																			1		1		2	2.2	道路の上空に設ける病院の渡り廊下は、建築審査会の同意を得て許可した場合、道路内に建築することができる。
合計																									89	100.0	

注)表中の数字は選択肢問題の番号(代表1法文)、計は出題法文の合計数、率は合計数の比率である。出題問題の傾向分析は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の色分けは出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。